

令和5年5月1日
(2023年)

各校下（地区）町会連合会 会長 様

金沢市町会連合会
会長 中川 一成
金沢市市民協働推進課
課長 木谷 満貴子

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う今後の町会活動について（お願い）

日頃から、市政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年5月8日付で国の新型コロナウイルス感染症に対する感染症法上の取扱いが「2類相当」から「5類」に変更され、季節性インフルエンザの患者と同様の取り扱いとなります。これに伴い、今後の基本的な感染対策は下記のとおり見直されることとなりましたのでお知らせします。今後、町会等で行われる行事については、状況に応じた適切な対応にご配慮をお願いします。

引き続き、皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

記

今後の基本的な感染対策

（石川県第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料より）

① マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本
一定の場合にはマスク着用を推奨

→ マスク着用が効果的な場面

- 医療機関・高齢者施設など訪問時
- 混雑した電車やバスに乗車する時 等

② 手洗い等の手指衛生・換気

基本的感染対策として引き続き有効

③ 「三つの密」の回避・人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、「換気の悪い場所」、「不特定多数の人がいるような混雑した場所」、「近接した会話」を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

（お問い合わせ先）

金沢市町会連合会事務局 金沢市市民協働推進課

電話：076-220-2466

電話：076-220-2026